

# 気候変動訴訟と人権 ーカーボンニュートラルとの関係から

2022年環境法政策学会学術大会シンポジウム（6月18日開催）

総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター 研究員

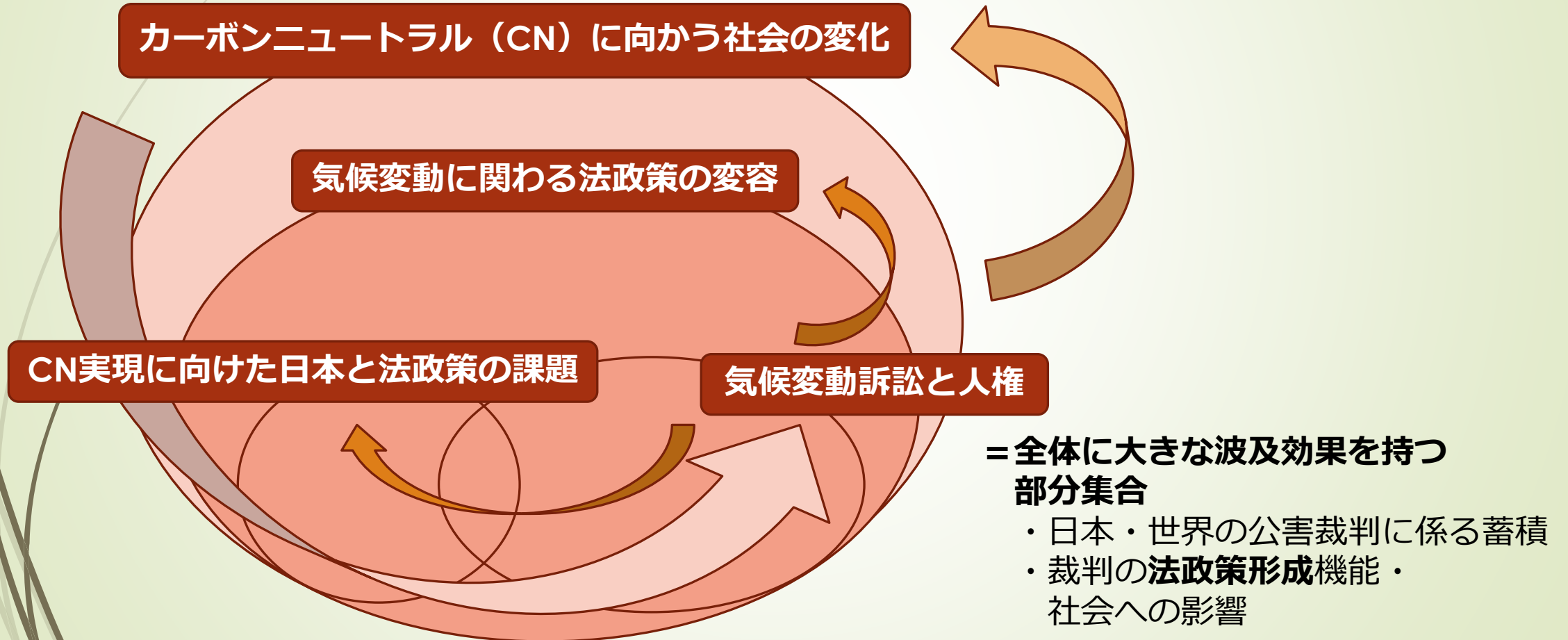
一原 雅子

[ichiharamasako@chikyu.ac.jp](mailto:ichiharamasako@chikyu.ac.jp)

## 報告の流れ

1. 本報告の位置づけ（先行ご報告の流れを受けて）
2. 気候変動訴訟とその背景
3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：世界の主要事例
4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本の事例
5. 気候変動訴訟と法政策：国際文書への波及効果
6. まとめ：あるべきカーボンニュートラルに向けて
7. 主要参考文献

# 1. 本報告の位置づけ (先行ご報告の流れを受けて)



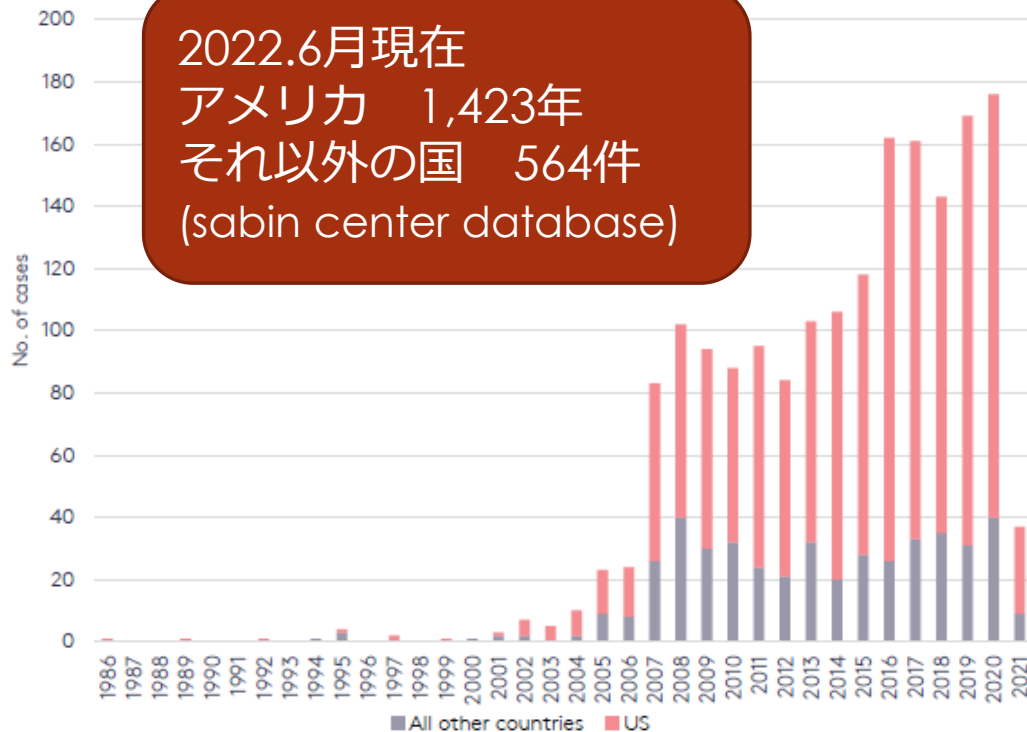
## 2. 気候変動訴訟とその背景（1）傾向

### ◆気候変動訴訟とは：

気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法又は事実を主要な争点とする訴訟（UNEP,2021）

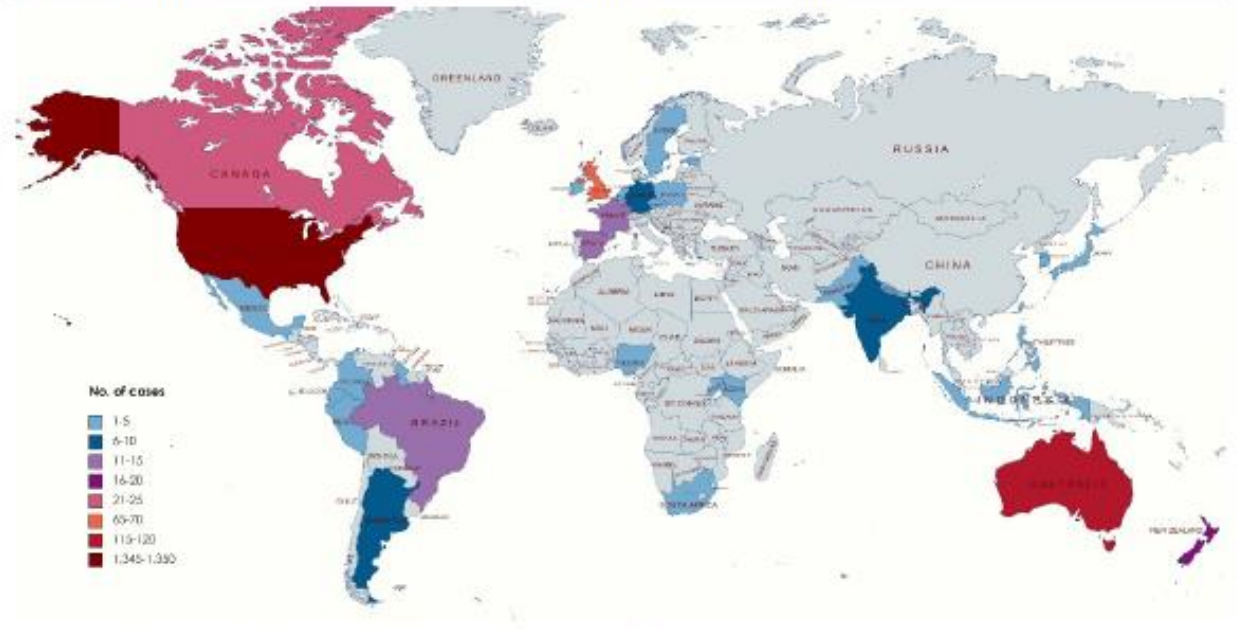
\* 多様な定義あり（気候変動問題がperipheral（周縁的）に扱われた場合を含むか否か、等）

Figure 1.1. Total cases over time, US and non-US, to 31 May 2021



Note: These data are from the databases and may be incomplete, as discussed in the Introduction.  
Source: Authors based on CCLW and Sabin Center data

Figure 1.2. Number of cases around the world, per jurisdiction, to May 2021



Notes: Cumulative figures to May 2021. Map created with mapchart.net.  
Source: Authors based on CCLW and Sabin Center data

(Setzer & Higham, 2021)

## 2. 気候変動訴訟とその背景（2）時期区分

時期区分	期間	特徴	具体例	世界の動き
第1期	～2007	主にアメリカ・オーストラリアにおいて、政府に対し、温室効果ガス排出規制等の環境基準を求める行政訴訟が中心的に提起された	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Massachusetts v. EPA</li> <li>• California v. General Motors Corp.</li> </ul>	
第2期	2007～2015	国際社会における野心的な気候変動対策への取り組みの欠如を埋める手段として、欧米諸国を中心に、戦略的な訴訟の利用が増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Native of Kivalina v. Exxon Mobil</li> <li>• VZW Klimaatzaak v. Kingdom of Belgium &amp; Others</li> </ul>	2007 IPCC_AR4 バリアクシ ョンプラン  2014 IPCC_AR5
第3期	2015～	請求内容、当事者、提訴地等の多様化 訴訟件数の更なる急増	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Urgenda Foundation v. the State of the Netherlands</li> <li>• Leghari v. Federation of Pakistan</li> <li>• 日本の気候変動訴訟 4 件</li> </ul>	2015 パリ協定  2021 IPCC_AR6

### 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：前提

#### 人権の3つの本質的要素

固有性：人が人であることにより当然に有するとされる権利であること

不可侵性：人権が原則として公権力によって侵されないということ

普遍性：人権は人種、性別、身分などの区別に関係なく、人間であることに基づいて当然に享有できる権利であること

【気候変動訴訟で従来たびたび問題とされてきた争点との関係】

争点	説明	人権との関係（私見）
①原告適格	気候変動影響が原告の個人的な権利・利益侵害にあたるのか あたる場合には、いかなる範囲の人々に原告適格が認められるのか	原告との関係で固有性が問題になる (行訴法9Ⅱにいう法律上の利益の解釈)
②因果関係	被告の気候変動促進行為（温室効果ガスの排出やその規制等）と、原告が主張する権利・利益侵害の間に法的な因果関係が認められるか	被告における対立利益（私人：経済活動の自由等、公的機関：権限の範囲等）が問題になる
③損害ないし義務の範囲	仮に①②が認められた場合に、被告が責任を負う損害ないし義務の範囲をどう考えるのか	原告の法的救済と被告の責任範囲の限定の調整

\*IPCC第5次報告書で、気候変動影響の人為性がかなり明確になった＋気候科学の進展（Attribution Science）が、訴訟のハードルを下げ、人権構成を促進した

### 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：前提（続）

**環境に関する人権の性質**：自由権的側面（13条等） + 社会権的側面（25条）

【気候変動訴訟で従来問題とされてきた人権（後述）との関係（私見）】

側面	説明	具体例
自由権的側面	公権力からの介入を拒む権利	経済活動の自由
社会権的側面	公権力による基盤整備や補助を求める権利	温室効果ガス排出規制 適切な環境影響評価に基づく規制 公正な移行 (化石燃料関連企業の被雇用者等)
公共の福祉 (国の環境配慮義務)	国民の権利に対する制約根拠	気候変動対策（脱炭素推進等）

\*国連人権理事会による安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利決議（2021年10月）も、日本は棄権  
環境「権」を認めることに対しては極めて日本政府は否定的

### 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：世界

#### 1. Urgenda Foundation v. the State of Netherlands (最高裁判決：2019年)

**概要：**原告が886名のオランダ国民の利益を代表し、国が従来掲げていた温室効果ガス削減目標（2020年までに対1990年比で30%）を20%まで引き下げたことを受け、目標値の引き上げ（40%、または少なくとも25%）を行うよう命じる判決を裁判所に求めて民事不法行為に基づく訴えを提起

**主張する被侵害利益：** **欧州人権条約（ECHR）第2条（生命に対する権利）**  
**第8条（私生活および家族生活が尊重される権利）**

**対応する侵害行為：** 国の国民に対する**保護義務（Duty of Care）違反に基づく不法行為**

**判決：** 請求認容（2020年までに対1990年比で少なくとも25%の排出削減を実現するための適切な措置を講じるよう政府に命令）

**人権との関係：** 危険な**気候変動の脅威は現実**であるとして権利侵害を認定  
ECHRが保障する権利侵害が自然災害により生じている場合であっても、権利侵害に対する現実で切迫した危険が存在し、国がこれを認識しているときには、国において適切な措置を講じる義務が生じる

「現実で切迫した危険」とは、真正で切迫した危険という意味

**法政策等への影響：** 国連人権高等弁務官による歓迎声明（当日）

オランダ政府は判決を受け、政策パッケージを再検討する方針を表明（2020）



### 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：世界

#### 2. Juliana v. the United States (提訴：2015年、係属中)

**概要**：8-19歳の原告21名が、気候科学者や環境保護団体の支援の下で、連邦政府を被告とし、不適切な気候変動対策が原告らの権利を侵害していることの確認的判決と被告への温室効果ガス排出削減計画見直しを命じる判決を求めて提訴。2020年1月に裁判所が司法判断適合性を認めず請求却下するも、原告らは控訴

**主張する被侵害利益**：**安定した気候を享受する権利（修正条項5条：適正手続保障等）**  
**9条：人民の権利に関する一般条項）**

**対応する侵害行為**：国の国民に対する**公共信託原理（Public Trust Doctrine）違反**

**関連する決定**：2016年オレゴン州地裁による国の却下動議に対する否認決定

- ・司法判断適合性の肯定（適正手続違反の主張を肯認）
- ・本件との関係で必要とされる因果関係の審査密度を緩和
- ・国の規制による是正可能性を肯定（Massachusetts v. EPA判決（2007）引用）

**人権との関係**：国の気候変動対策が国民の参画手続の保障を顧みず決定・運用されている点に、適正手続違反を争う余地を肯定

**法政策等への影響**：（国内外に対して）将来世代の気候変動訴訟の引き金に

## 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：世界

### 3. Neubauer et al. v. Germany (最高裁判決：2021年)

**概要：**11名の若者（うち2名は外国人）が環境保護団体の支援の下、ドイツ気候保護法が当時掲げていた温室効果ガス削減目標ではパリ協定による1.5度目標の達成に不十分であるとして、**憲法裁判所**に削減目標の引き上げを申し立てた

**主張する権利侵害構成：**生命・身体に対する国の国民に対する基本権保護義務（基本法20条a）

**判決：**ドイツ国民である9名に対して請求認容（現行の2030年目標では、同年までに過大な温室効果ガス排出を許容する結果となり、1.5度目標達成のためには2030年以降に過酷な排出削減措置を採らざるを得ないが、これが将来世代である申立人らの基本権を著しく制約すると判断）

**人権との関係：**カーボンバジェット概念に依拠して、現世代と将来世代を包括した気候正義に基づく世代間衡平を考慮

**法政策等への影響：**判決から数か月後、ドイツ政府は気候保護法所定の削減目標引き上げを表明  
(2030年までの削減目標：55%→65%  
2040年までの削減目標が88%と明示  
温室効果ガスニュートラルの達成目標が2050年から2045年に繰り上げ)

### 3. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：世界

#### 4. Royal Dutch Shell v. State of the Netherlands (ハーグ地裁判決：2021年、控訴審係属中)

**概要：** オランダを拠点とする6つの環境保護団体とアフリカを拠点とする1つの環境保護団体、及び17,379名の市民が、いわゆる石油メジャーであるRoyal Dutch Shellを被告として、Shellグループ全体から排出される温室効果ガス削減量について、2030年までに2019年比で45%、少なくとも25%の削減を命じる判決等を求めて提訴

**主張する被侵害利益：** **欧州人権条約 (ECHR) 第2条 (生命に対する権利)**  
**第8条 (私生活および家族生活が尊重される権利)**

**対応する侵害行為：** 国の国民に対する保護義務 (Duty of Care) 違反に基づく不法行為

**判決：** 原告の請求を上限で認容し、**Shellグループ全体からの温室効果ガス排出について2030年までに2019年比で45%の削減を命令 (→被告控訴)**

**人権との関係：** 人権規定の直接適用はできない私人間の事案について、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を含む複数の国際文書を引用し、Shellグループ全体からの温室効果ガス排出量がオランダを含む一国の排出量を上回るほど多様であること等を指摘して、国が国民に対して負う保護義務に準ずる高度の義務を肯定

**法政策等への影響：** 被告は地裁判決を受け、取締役環境保護活動に親和的な起業家を登用して経営体制を刷新した等、今後の温室効果ガス排出削減への取り組み強化を表明

# 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

12

COLUMBIA LAW SCHOOL

## CLIMATE LAW BLOG


SABIN CENTER FOR CLIMATE CHANGE LAW

### GUEST POST: CLIMATE LITIGATION IN JAPAN: CITIZENS' ATTEMPTS FOR THE COAL PHASE-OUT

Posted on **June 1st, 2022** by **mariatigre**

[Add a comment](#)

By *Yumeno Grace Nishikawa, LLM\**



The Supreme Court of Japan may soon weigh in on a growing field of climate litigation in Japan against coal-fired power plants. On May 6, 2022, the Citizens' Committee on the Kobe Coal-Fired Power Plant filed an appeal to Japan's Supreme Court in *Citizens' Committee on the Kobe Coal-Fired Power Plant v. Japan*, their case challenging the legality of a governmental approval that allows for the construction and operation of new coal-fired power plants. This will be the first climate change case heard before the Supreme Court.

Through May 2022, all existing climate litigation cases in Japan concern the construction or operation of coal-fired power plants and refer to citizens' attempts to stop the use of coal. This blog post provides an overview and analysis of climate litigation in Japan as a tool to induce a change in the government's policy toward coal-fired power plants.

LexisNexis Environmental Law and Climate Change Community 2011 Top 50 Blogs

#### DISCLAIMER

This blog provides a forum for legal and policy analysis on a variety of climate-related issues. The opinions expressed here are solely those of the individual authors, and do not necessarily represent the views of the Center for Climate Change Law.

#### CLIMATE LAW LINKS

- Columbia Law School
- Follow us on Facebook
- Follow us on Twitter
- Sabin Center for Climate Change Law

#### SUBSCRIBE

Your email:

#### FEATURED POSTS

- Guest Post: Climate Litigation in Japan: Citizens' Attempts for the Coal Phase-Out

#### SEARCH POSTS

#### CATEGORIES

- Adaptation
  - Managed Retreat
- Announcements
- Awards
- Buildings
- Carbon Capture and Storage
- CDBG
- CEQR
- Cities Climate Law Initiative
- Clean Air Act
  - Clean Power Plan
  - Vehicle standards
- Clean Water Act
- Climate Disclosures
- Climate Engineering
- Climate Finance

世界の注目が  
高まっているか

[https://blogs.law.columbia.edu/climatechange/2022/06/01/climate-litigation-in-japan-citizens-attempts-for-the-coal-phase-out/?mc\\_cid=b35e032a73&mc\\_eid=1d4f0d1f6b](https://blogs.law.columbia.edu/climatechange/2022/06/01/climate-litigation-in-japan-citizens-attempts-for-the-coal-phase-out/?mc_cid=b35e032a73&mc_eid=1d4f0d1f6b)

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 1. 仙台パワーステーション操業差止訴訟 (提訴：2017年9月、控訴審判決：2021年4月)

**概要**：石炭火力発電所である仙台パワーステーションの近隣住民ら124名が原告となり、同社を被告として、気候変動影響、大気汚染、近隣にある蒲生干潟の生物多様性の損失を理由とする人格権被害等を理由とし、不法行為に基づく差止請求訴訟を提起

**主張する被侵害利益**：**人格権（憲法13条）に基づく平穏生活権**

**対応する侵害行為**：仙台パワーステーション操業に起因する大気汚染物質（PM2.5等）および温室効果ガスの排出

**判決**：二審とも請求棄却（大気汚染を理由とする原告らの健康被害に関する平穏生活権につき）

\* 一審では温暖化および生物多様性については争点整理段階で争点から除外

**人権との関係**：【第一審】受忍限度論を採用し、「①行政法規、刑罰法規等に違反し、②公序良俗違反や権利の内容に該当し、③環境汚染の態様や程度が特別顕著なものであるなど、環境汚染の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くと言える場合に」平穏生活権侵害が認められるとし、本件では侵害なしとした

【控訴審】**カーボンニュートラル**の観点から石炭火力発電所に対する消極的見解の増加がみられるとしつつ、本件発電所が国民生活のインフラとして相当程度の社会的有用性ないし公共性を有するとし、「温室効果ガスの排出による地球規模の気候変動...でも、具体的な危険性までは認められない」として、人格権ないし平穏生活権に基づく妨害予防請求権を根拠とする差止請求は理由がないと判断

**法政策等への影響**：特段なし

事実上、日本の気候変動訴訟の途を開拓

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 2. 神戸製鋼石炭火力発電所増設等**民事**差止訴訟 (提訴：2018年9月、第一審継続中)

**概要：**神戸製鋼が既に稼働させている石炭火力発電所2基付近に、新たに2基の新設発電所の設置を計画していることを受け、近隣住民ら40名が原告となり、同社を被告として、大気汚染に基づく健康被害および気候変動に基づく平穩生活権侵害を理由とし、不法行為に基づく差止請求訴訟を提起

**主張する被侵害利益：** **人格権に基づく平穩生活権の内容としての健康平穩生活権  
安定気候享受権**

**対応する侵害行為：**新設発電所が稼働した場合に予期される大気汚染物質（PM2.5等）および温室効果ガスの排出

**人権との関係：**気候変動影響が人権侵害を構成する事実に関する証拠として、Urgenda最高裁判決や原告らの居住地近隣のハザードマップ等を提出

\* 本訴訟ではここまで、因果関係論や、部分的差止請求論にも重点がおかれてきている

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 3. 神戸製鋼石炭火力発電所増設に係る確定通知取消訴訟

(提訴：2017年11月、第一審判決：2021年3月、控訴審判決：2022年4月)

**概要：**神戸製鋼が既に稼働させている石炭火力発電所2基付近に、新たに建設が計画された2基の新設発電所に係る環境影響評価書に対して、国（経済産業省大臣）が発出した確定通知が違法であるとして、近隣・関係住民12名が国を相手取り、確定通知の取消しを求めて提訴

**主張する被侵害利益：**確定通知発出の根拠法規である電気事業法の定める電気工作物の設置に係る規制が、個別的法益として保護することを目的とするところの、周辺住民等の生命、健康、生活環境利益等

**対応する侵害行為：**国の規制権限不行使ないし不適切な行使（環境影響評価法の審査対象・評価基準の不適切性、とりわけ局長級とりまとめ（2013年）に依拠した審査の不適切性）

**人権との関係：**原告適格論との関係から、処分の根拠法規である電気事業法上の環境影響評価が、上記の被侵害権利の保護をその趣旨・目的とするか否かが問題となる  
→気候変動影響の個別具体的な人権侵害性や、公益（＝原告適格なし）と個人的法益との関係の捉え方（別物なのか、後者の集積が前者なのか）等が議論されてきた

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 3. 神戸製鋼石炭火力発電所増設に係る確定通知取消訴訟（続）

#### 第一審判決（大阪地判令和3年3月15日判タ1492号147-195頁）：請求一部却下、一部棄却

【原告適格に関する判示（一部抜粋）】

小田急高架事件最高裁判決が示した行訴法9Ⅱに関する規範を採用した上で以下のように判示

「（大気汚染を原因とする生活環境被害について）電気事業法の規定は…周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって環境を保全し、健康で文化的な生活の確保に資することを、その趣旨及び目的とするものと解される…。他方…環境影響評価法等の規定が、**二酸化炭素について…我が国全体の環境保全を超えて、特定の地域に居住する具体的な個々人の利益のために二酸化炭素排出量の増加を抑制することなどをその趣旨及び目的とするものとは解し難い。**」

「二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害…を受けないという利益は不特定多数の者が等しく享受するものであり、特定の個人において他から区別される程度に個別的にこれを享受しているとはいえないのであって、上記利益は、一般的公益に属する利益として政策全体の中で追求されるべきものであって、各人が個人的利益として自己の判断のみによって追求すべき性質のものではないから、原告適格を基礎付けるには足りないものであるというべきである。」

「地球温暖化の影響は大きいと推察されるものの、原告適格を基礎付けるのは法的利益の個別性であって、個々人に対する影響の大きさではないから、そのことによって結論が左右される性質のものではない。」



## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 3. 神戸製鋼石炭火力発電所増設に係る確定通知取消訴訟（続）

#### 控訴審判決（大阪高判令和4年4月26日）：控訴棄却

【原告適格に関する判示（一部抜粋）】

原審の判断枠組み（小田急高架事件最高裁判決による行訴法9Ⅱに関する規範）に依拠し、以下のよう  
に判示

「我が国において、取消訴訟の原告適格を肯定するためには、少なくとも個人の利益が侵害されるおそれがあることを要すると解されるところ、関違法令をみると、CO2排出による地球温暖化を介して起こる自然災害により、倒人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを考慮して、**これを避ける法的利益を個人に認めたものと一義的に解すべき規定は見当たらない**。...こうした点を総合すると、環境基本法、温対法その他関連法令は、**文言解釈からすると、それぞれの個人がCO2排出に係る被害を受けないことについては、地球温暖化に係る環境の保全に関する施策等を通じて、地球環境の保全を実現することを企図したものとされていて、個人の利益として一義的に保障しているものとは解し難い**。」

（関連法令としては環境基本法、環境影響評価法、省エネ法、高度化法が列挙）

「控訴人らの主張も...**いわば間接的な被害のおそれを理由とするもの**であって、直接の利益侵害を主張するものではない。こうした間接的な被害を理由とする利益は、一般的に、保護範囲の外延があいまいになりがちであり、その内実も明確でない場合が多い。CO2に関して、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体のCO2排出最が地球規模で増加することによるものであり、一事業者のCO2排出量が寄与するのは、たとえそれが事業種別でみて排出規模が大きいものと想定される場合でも、地球規模で、比較すれば、ほんのわずかと考えられ、間接的被害を受ける個人どの因果関係は希薄である。」

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 3. 神戸製鋼石炭火力発電所増設に係る確定通知取消訴訟（続）

#### 控訴審判決（大阪高判令和4年4月26日）：控訴棄却（続）

「**カーボンニュートラルの実現**については、CO2の排出量ばかりでなく、吸収量の施策にも関わるものであり、将来の技術発展、さらには、大規模災害等偶発的事象の発生により、削減目標も変わり得る。このような中、当該一事業者のCO2排出量をどの程度とすれば、**個人の利益侵害と考えるのかも大きな課題**である。このように様々な課題があるところ、これらの点は、現状、一義的に明らかであるとはいえず、国際的あるいは国内的にも、こうした点の議論が成熟しているとみることはできない。そうすると、上記各法規を合目的的に解釈しても、**CO2排出による被害を受けない利益を法的保護に値する個人の利益と解すべき社会基盤が確立している**とまではいい難い。」

「以上によれば、**CO2排出に係る被害を受けない利益が重要**であって、それが人類にとって、喫緊の政策課題であることは論を待たないものの、**我が国の現段階の社会情勢を踏まえると、一般的公益的利益として政策全体の中で追求されるべきものと解するほかになく、各人の個人的利益として保障されているとまでは解されない**。したがって、この利益は、原告適格を基礎付けるには足りないといわざるを得ない。なお、**この判断は、現点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO2排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない**。」

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

【これまでに出了された判決内容の比較（私見）】

判決	気候変動影響に関する人権に係る判示	カーボンニュートラルへの言及	備考
仙台一審判決	なし	なし	被告の公害防止協定違反に配慮
仙台控訴審判決	人格権ないし平穩生活権に基づく妨害予防請求権を根拠とする差止請求を基礎づけるだけの <b>具体的危険の発生がない</b> と判断	あり・石炭火力発電所の意義への否定的評価に言及	社会情勢に触れつつ、なお受忍限度論の判断基準の一基準（発電所の公共性）に依拠している点で、いわば古典的
神戸行政一審判決	原告適格を基礎づける <b>被侵害権利の個別性</b> を重視 Cf. スイス最高裁判決	なし	処分時（判決の基準時）の状況を重視
神戸行政控訴審判決	<b>処分根拠・関連法規の解釈を重視</b> ・「CO2排出による被害を受けない利益」を個人の利益と一義的に保障しているとは解し難いと判断	あり・議論の未成熟を理由に個人の権利を基礎づけるに足りないと判断	判決時の社会状況も相当程度勘案・ <b>司法権の限界を呈示</b>

## 4. 人権問題を争点とする気候変動訴訟：日本

### 2. JERA石炭火力発電所増設に係る確定通知取消訴訟

(提訴：2019年5月、第一審結審：2022年6月6日、判決：同年11月28日)

**概要：** JERAが一旦廃炉にした石炭火力発電所の跡地に新たに新設を計画する石炭火力発電所について、45名の近隣住民らが原告（その後3名の漁業従事者が追加）となり、当該発電所の建設計画に係る環境影響評価（リプレースであるとして簡易型手続に拠ったもの）に対して国が発出した確定通知が違法であるとして、その取り消しを求めて提訴

**主張する被侵害利益：** 確定通知発出の根拠法規である電気事業法の定める電気工作物の設置に係る規制が、個別的法益として保護することを目的とするところの、周辺住民等の生命、健康、生活環境利益等周辺住民等の生命、健康、生活環境利益等

**対応する侵害行為：** 国の規制権限不行使ないし不適切な行使（環境影響評価法の審査対象・評価基準の不適切性）

**人権との関係：** 神戸行政訴訟と重複する内容に加え、  
具体的な権利侵害（漁業従事者の経済的権利侵害）

## 5. 気候変動訴訟と法政策：国際文書への波及効果

### 2. フィリピン人権委員会、気候変動に対するカーボンメジャーの責任に関する最終報告書 (2022年5月6日)

◆2015年に複数の環境保護団体及び個人がフィリピン人権委員会（CHR）に対して、一般的な問題である「気候変動と海洋酸性化の人権への影響と、それに伴うフィリピンでの権利侵害」、より具体的な問題である「投資家のカーボンメジャーがフィリピン人の権利を尊重するという責任に違反していないか」について調査を求める請願書を提出。2017年に委員会はこの請願を受理

◆2022年5月6日、委員会は47の投資家所有の企業に対して、気候変動を誘発する行為に起因する人権被害について、複数年にわたる調査の最終報告書を発表

#### 【主要な調査結果】

- ・カーボンメジャーの製品は、世界の排出量の21.4%に寄与している
- ・カーボンメジャーは、遅くとも1965年には、自社製品が環境や気候系に悪影響を及ぼすことを早期に認識、告知、あるいは知見していた
- ・化石燃料を使用する企業は、気候科学に対する難解な行為に基づく責任に加え、主に投機的な目的で石油探査への投資を継続したことについても、株主から責任を問われる可能性がある
- ・バリューチェーンを含め、フィリピンでビジネスを行う、あるいは何らかの理由でフィリピンの管轄内にいる企業は、人権デューディリジェンスを行うよう強制され、その事業活動から生じる人権侵害を是正しなかったことに対する責任を問われる可能性がある（

## 5. 気候変動訴訟と法政策：国際文書への波及効果

### 1. 国連人権理事会によるクリーンで健康な持続可能な環境への権利に関する決議 (2021年10月8日・A/HRC/RES/48/13)

(概要まとめ・一原仮訳)

1. クリーンで健康な持続可能な環境への権利を人権と認める
  2. 1. の権利が他の権利や既存の国際法と関連するものであることを明記する
  3. 1. の権利の促進は、国際環境法上の原則に則った国際的な環境に関する合意の十分な実施によって可能となることを確認する
  4. (a) 人権保護義務とそのための取り組みを可能にするような環境保護に向けた努力のためのキャパシティビルディングを、国際関連機関、非国家主体、民間企業等との連携の下に、1. の権利の実現の下、各々の義務に沿ったかたちで行う  
(b) 1. の権利の実現に関するグッドプラクティスの共有を、このことが他の関連する人権保障にも相乗効果をもたらすことを視野に入れつつ継続する  
(c) 生物多様性や自然生態系の尊重を含んだ、1. の権利の享受のための適切な政策を採る  
(d) 1. の権利享受に関する人権保護義務および実施を、SDG s が統合的かつ分野横断的性格をもつことを考慮しつつ、その実施およびフォローの枠内で行う
- (5, 6は略)

\* Urgenda最高裁判決同日の声明等も影響している可能性  
気候変動影響が人権問題であるとの認識が進展してきた背景に気候変動訴訟の蓄積がある

## 6. まとめ

- ・カーボンニュートラルに向かう社会の変化・法政策の変容と、気候変動訴訟及びその枠内で蓄積した人権理論は、相互作用のもとで相互に発展してきた
- ・カーボンニュートラルが社会のあらゆる側面において求められていくに従い、気候変動訴訟の主体、争点、係争地が多様化していったのも、上記相互作用のひとつの顕れである
- ・気候変動の急速な進展に伴い、カーボンニュートラルの早期実現が喫緊の課題となる中、ともすれば数値的な目標達成のために手段の適否を十分に吟味したのか疑わしい政策も近時は打ち出されているように懸念される（原発の可及的活用、アンモニア混焼等）
- ・カーボンニュートラルが本来目指していたのは、人間社会を含む地球環境の持続や豊かさのはずこの本来の目的に立ち戻ったとき、脱炭素は目的ではなく手段として位置づけられるべき
- ・気候変動訴訟を通じた人権理論の蓄積には、気候変動問題を人権問題として位置づけ、関連する人権を視野に入れつつ課題と向き合う視座の堅持の重要性に警鐘を鳴らし続ける機能が期待し得る

ご清聴ありがとうございました

# 7. 主要参考文献

24

- IPCC、2021. AR6 Climate Change 2021: The Physical Science Basis.
- Parker, Larissa, et al. 2022. "When the kids put climate change on trial: youth-focused rights-based climate litigation around the world". *Journal of Human Rights and the Environment*, 13(1), p.64-89.
- General Assembly Resolution 48/13 (Oct.18, 2021)  
(<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G21/289/50/PDF/G2128950.pdf?OpenElement>  
(2022年5月20日閲覧)
- Setzer, Joana and Higham Catherine. 2021. *Global trends in climate change litigation: 2021 snapshot*. London: the Grantham Research Institute.
- United Nations Environmental Programme.2020. *Global Climate Litigation Report: 2020 Status Review*. Nairobi: UNEP Publications.
- 芦部信喜、2007年『憲法 第四版』（岩波書店）
- 一原雅子、2022年「国が国民を気候変動の脅威から保護するための適切な措置を講じる法的義務の肯否 – Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 最高裁判決評釈 –」*環境法政策学会誌*第24号、19-21頁
- 大塚直、2020年「気候訴訟に関する覚書」『持続可能な世界への法—Law and Sustainabilityの推進—』早稲田大学比較法研究所叢書48号、141-162頁
- 島村健 = 杉田峻介 = 池田直樹 = 浅岡美恵 = 和田重太、2021年「日本における気候訴訟の法的論点—神戸石炭火力訴訟を例として—」*神戸法学雑誌*71巻2号1-88頁
- 島村健、2022年「SDGsと気候訴訟」*ジュリスト*15661号、49-55頁
- 福田健治、2018年「世界の気候変動訴訟の現状」岩波『世界』907号、131-6頁
- 松田健児、2017年「Juliana, et.al., 対United States of America, et.al.事件の一分析：気候変動の脅威に関連して健全な環境を享受する憲法上の権利の誕生？」*創価法学*46 (2・3)号、145-77頁
- 松田健児、2018年「Juliana.対United States事件の事実審理の開始決定と今後—アメリカにおける気候変動訴訟の憲法訴訟化について—」*創価法学*48 (2)号、39-56頁